
第 1 章 計画の概要

1 計画改定の背景

目黒区では、昭和 59 年に第一次障害者行動計画の策定以降、社会福祉基礎構造改革や介護保険制度等の変化を踏まえて障害をもつ人に関わる計画の改定を重ね障害者福祉を総合的・体系的に推進してきました。

この間、障害者施策を取り巻く環境は大きく変化し、障害をもつ人に対する関心が高まっています。

平成 5 年に障害者施策に関する基本事項を定める「障害者基本法」が成立し、この中で精神障害をもつ人への福祉サービスが位置づけられるとともに、障害者施策の総合的・計画的な推進が法的に位置づけられました。

平成 7 年には、「精神保健法」が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」として改正され、精神障害をもつ人の自立と社会参加への支援が打ち出されました。

平成 12 年 4 月には介護保険制度がスタートし、サービス利用の仕組みがそれまでの措置から利用者本人が選択する時代となりました。65 歳以上の障害をもつ人への福祉サービスの一部が介護保険に移行しています。

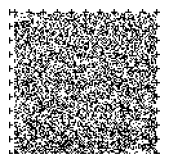
また、民法が改正され、成年後見制度が成立し、認知症高齢者、知的障害をもつ人、精神障害をもつ人などの自己決定を支える法的体制が整ってきています。

さらに同年 6 月には、「社会福祉の増進のための社会事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、平成 15 年 4 月から身体障害をもつ人と知的障害をもつ人に対する障害福祉サービスについても支援費制度へ移行しました。

平成 17 年 11 月には、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、*障害者自立支援法が制定され、平成 18 年 4 月から同法の一部が施行されました。

同年 6 月には、高齢者や全ての障害をもつ人などの移動及び施設利用の利便性や安全性の向上を促進するための法制度として、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が成立しました。これにより、駅を中心とした地区や、高齢者、障害をもつ人などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的な*バリアフリー化が図られることになりました。

同年 10 月には障害者自立支援法が全面施行されましたが、障害者自立支援法における諸問題を受け、平成 21 年 12 月、内閣に設置された障がい者制度改革推進本部のもとで、障がい者制度改革推進会議が開催され、制度改革に向けて検討が行われてきました。



平成22年12月には、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の制定がなされるとともに、平成23年8月には障害者基本法が改正されました。

また、障がい者制度改革推進会議の下に設けられた総合福祉部会から、障害者総合福祉法の骨格に関する提言が出されました。国はこの提言を受けて、平成25年8月までに新法の施行を目指すことになり、障害福祉サービスの実施主体である区の出組がますます重要になっています。

2 計画の位置づけと構成

(1) 計画の位置づけ

ア この計画は、長期的展望の下に目黒区内における障害保健福祉の総合的な計画としての基本目標を示したものです。

イ この計画は、障害者基本法に定められている「市町村障害者計画」であり、障害者自立支援法に定められている「市町村障害福祉計画」にも位置づけています。

ウ この計画は、「目黒区基本計画」の補助計画であり、「目黒区保健医療福祉計画」等との整合性を図ります。

エ この計画の具体化は、「目黒区実施計画」及び各年度の予算によるものとします。

障害者基本法 第11条第3項

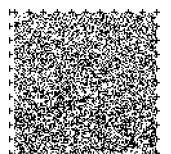
市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者自立支援法 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、平成24年4月から平成27年3月までの3年間とします。ただし、障害者自立支援法の廃止、障害者総合福祉法（仮称）創設に伴い、計画期間中に見直しの可能性があります。



(3) 計画の構成

- ア この計画は、障害者基本法に定められている「目黒区障害者計画」に、障害者自立支援法に定められている「第3期障害福祉計画」と一体化しています。
- イ 第1章で計画全体の概要を示しています。
- ウ 第2章で障害をもつ人のための施策全般に対する重点的な取組と、課題別事業計画を示します。
- エ 第3章では、第3期障害福祉計画における数値目標や目標達成のための方策を示すとともに、障害福祉サービスや地域生活支援事業の種類ごとの必要量を見込みます。

(4) 障害者総合福祉法（仮称）への対応

障害者総合福祉法（仮称）においては、障害者自立支援法のサービス体系が新しく再編される予定です。今後の国の動向を踏まえ、対応していきます。

3 障害者等の現状

(1) 障害者等の状況

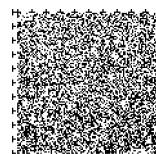
平成 23 年度の身体障害者手帳交付者数は 5,763 人、愛の手帳交付者数は 980 人、精神障害者保健福祉手帳受付け者数は 495 人となっています。（ただし、精神障害者保健手帳受付け者数は平成 22 年度末日時点）

平成 18 年度の交付者数と比較してみると、身体障害者手帳では 195 人増、愛の手帳では 48 人増、精神障害者保健福祉手帳では 199 人増となっており、三障害とも増加傾向にあります。特に精神障害者保健福祉手帳の受付け者数の増加が顕著になっています。

障害をもつ人の現在の居住場所は、平成 22 年度に実施した障害者アンケートの調査結果から、自宅で生活する人の割合が平成 20 年度の調査結果と比較して高くなっています。また、将来も自宅で暮らしたいと答えた人の割合も増えています。平日の日中の過ごし方では、家にいる人が増えた一方、働いている人も増えています。

知的障害をもつ人の約3割が*グループホームやケアホームのような共同生活への意向があり、精神障害をもつ人ではアパートやマンションを借りて暮らしたいとの割合が高いのが特徴的です。

災害時については、約3割の人が1人で避難できないと回答しており、また約半数の人が災害時に近所で助けてくれる方がいない状況でした。



一方、事業所に対するアンケート調査の結果からは、多くの事業所がサービス提供状況に余裕のない状況であり、6割以上の事業所が人材の確保に苦慮しているか近い将来に不安を感じています。

○身体障害者手帳交付者数 各年度7月末日時点（単位：人）

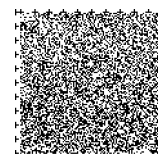
年度	計	障害区分				
		視覚障害	聴覚障害	音声言語障害	肢体不自由	内部障害
18年度	5,568	404	400	70	2,962	1,732
19年度	5,642	388	400	72	2,990	1,792
20年度	5,685	390	396	74	3,006	1,819
21年度	5,881	389	402	81	3,092	1,917
22年度	5,985	380	412	75	3,127	1,991
23年度	5,763	364	404	66	3,010	1,919

○愛の手帳交付者数 各年度7月末日時点（単位：人）

年度	計	区 分							
		最重度 18歳 以上	最重度 18歳 未満	重度 18歳 以上	重度 18歳 未満	中度 18歳 以上	中度 18歳 未満	軽度 18歳 以上	軽度 18歳 未満
18年度	932	23	11	229	90	230	68	214	67
19年度	953	23	14	240	94	230	62	220	70
20年度	961	27	12	248	87	229	50	232	76
21年度	961	27	12	253	84	230	49	238	68
22年度	965	28	10	261	75	226	48	237	80
23年度	980	29	10	262	71	226	47	245	90

○精神障害者保健福祉手帳の受付者数 各年度末日時点 ※手帳は2年更新

年度	受付者数
18年度	296人
19年度	434人
20年度	399人
21年度	415人
22年度	495人



(2) アンケートや関係者等からの意見等について

ア アンケートについて

障害をもつ人及びサービス事業者を対象とした「目黒区障害福祉計画のためのアンケート調査」を実施しました。(詳細は資料参照)

(ア) 調査目的

本計画改定に当たり、障害をもつ人の現状と今後の意向や課題を把握するため。

(イ) 実施期間

平成 22 年 10 月～11 月

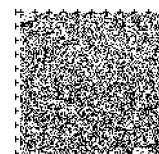
(ウ) 調査方法

障害をもつ人約 5,000 人、サービス事業者約 200 か所を対象に、4 種類のアンケートを郵送配布・郵送回収の手法で実施しました。

		発送件数	回収数	回収率
1	身体障害者	3,587 件	2,064 件	57.5%
2	知的障害者	861 件	502 件	58.3%
3	精神障害者	629 件	316 件	50.2%
4	事業者	190 件	97 件	51.1%
	合計	5,267 件	2,979 件	56.6%

(エ) 主な分析結果

- 生活の悩みについては、「将来の援助（介護）」についての不安が最も高く、「経済的なこと」や「医療のこと」が続いています。また自由意見では、親無き後を心配する意見が多くなっています。
- 就労については、企業などで働く正社員や正職員の割合が高くなっていますが、依然、障害種別により就労環境や収入の面で大きな差が見られます。今後の就労意向としては、「働きたい（働き続けたい）」人の割合が増えています。特に精神障害をもつ人では就労意向が高くなっています。また、自由意見では働く場が少ないという意見が多くなっています。
- 障害に対する区民の理解度については、「あまり理解されていない」「まったく理解されていない」を合わせ 3 割近い人が回答しています。

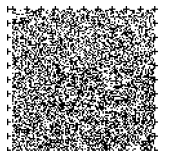


イ 関係者等からの意見等

目黒区地域自立支援協議会、地域福祉を考えるつどい、障害者関係団体連絡会、障害者団体と区長との懇談会、就労支援事業者連絡会などを通して、障害をもつ人、保護者、施設職員などの関係者からのご意見やご要望をまとめました。

主な意見

- 身近な相談窓口の整備、地域自立支援協議会の充実、関係機関のネットワークづくり等、相談支援の充実を図ってほしい。
- 障害特性に応じた情報提供の工夫、コミュニケーション支援を充実させてほしい。
- 福祉就労の場の確保、一般就労への理解促進、区内での雇用の場の拡大など、就労支援事業を充実させてほしい。
- まだ十分にバリアフリーが進んでいない。安心して外出できるまちづくりの要望が数多くありました。
- 区民への意識啓発、障害を理解する場や交流機会の推進、ボランティアの育成やボランティア情報の集約、情報提供を充実させてほしい。
- グループホーム・ケアホームの整備、公営住宅の入居促進など、住まいの場に対する要望もありました。
- 災害時のマニュアル整備、避難した後の支援など、要援護者の支援を検討してほしい。



4 障害保健福祉の理念（基本的な考え方）

（1）障害保健福祉の理念

平成 12 年 10 月に策定した目黒区基本構想で「人権と平和を尊重する」ことを基本理念として掲げ、子どもも高齢者も、障害をもつ人ももたない人も、女性も男性も、外国籍をもつ人も、すべての人が人間として平等であり尊厳が保たれる社会の実現を目指しています。

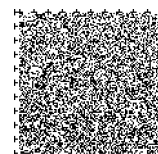
この基本理念を基に目黒区障害者計画は、障害をもつ人が政治的、経済的、社会的なあらゆる場面で不当に差別されることなく、機会の平等、*アクセシビリティが保障される社会を目指します。障害をもつ人がそれぞれの地域で生活する上で、可能なかぎり多様な選択肢の中から、自己選択・自己決定が当然にでき、それを保障する社会を形成することを基本理念とし、以下の観点が必要だと考えます。

- 障害をもつ人が自ら望む生活のあり方を選択し、地域で自立生活を実現させるために必要とされるサービスを促進する。
- 障害をもつ人が*ライフステージに応じて、保健・医療・福祉などのサービスが総合的に提供され、また教育、就労、学習・文化・スポーツ活動等に参加できるよう支援する。
- 障害をもつ人が地域において差別されることなく、安全・安心した日常生活を送ることができるよう、障害福祉の基盤を整備し、地域の中で支え合う体制を促進する。
- 障害者本人だけでなく支える家族が当事者としてあらゆる分野の活動に参加・参画し、活躍できるようにする。

以上のことを進め、地域における社会資源を有効に活用するために、障害をもつ人、高齢者あるいは児童といった区分にとらわれることなく、地域のサービスを横断的に相互活用し、各種の社会活動に障害をもつ人が積極的に参加できるような体制づくりを構築するため、「*ソーシャル・インクルージョン」の理念の具現化に努めます。

（2）障害保健福祉の基本的な考え方

本計画では、障害保健福祉の理念を踏まえ、平成 21 年 2 月に策定した、目黒区障害者計画の基本的な考え方の大枠を引き継ぎ、以下の 3 点を基本的な考え方とします。



ア 日常生活、社会生活をサポートする仕組みを作ります。

障害をもつ人が地域における自立生活を実現させるために、障害をもつ人やその家族からの相談に応じられるよう身近な相談窓口の充実や、サービス利用計画の作成等を担う指定相談支援事業所との連携等、相談支援体制の充実を図ります。

日常生活、社会生活を営むための支援の充実を図るとともに、成年後見制度の利用促進や障害をもつ人に対する虐待の防止体制を整備します。

また、身近な地域で療育等の支援が受けられよう障害児支援を充実させます。

イ 自立支援のためのサービスを促進します。

障害をもつ人が自ら望む生活のあり方を選択し、住み慣れた地域で自立して暮らせるよう利用者のニーズに応じたサービスの提供、質の向上を図ります。

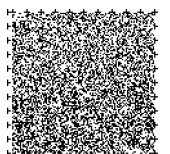
就労意欲のある人が、一人ひとりにあった就労形態をとれるよう、就労支援や生活支援の充実を図るとともに、福祉的就労の工賃の向上を目指します。

また、多様な活動の場の提供や地域において社会参加を推進するための整備や支援体制の充実を図ります。

ウ 障害をもつ人とともに暮らすまちづくりの実現に努めます。

地域生活の基盤となる施設整備にあたっては、*ユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりを推進するとともに、グループホームや障害をもつ人の状況に応じた居住の場の整備にも努めます。

また、障害に対する適切な理解をすすめ、偏見や差別をなくし、すべての人の基本的人権が尊重される地域社会の実現を目指し、人材の育成や交流機会の提供等により心のバリアフリーを図ります。地域の人材を活用しながら、障害をもつ人が地域の中で安心して自立生活を実現できる体制づくりを目指します。



5 計画の推進

本計画は、平成 23 年 8 月に改正された障害者基本法において定義されている、「身体障害、知的障害又は精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」や、高次脳機能障害、難病の人も対象として推進します。

（１）総合的な計画推進体制の強化

本計画に掲げる目標値の実現、サービス基盤の確保のため、各事業は全庁的な取り組みとしてとらえ、福祉部門と他の部門との連携をより深めながら、それぞれの担当部局が障害者施策を推進します。

行政だけでなく、地域福祉審議会や地域自立支援協議会等、広く区民の参加と理解・協力を得て、障害者施策を総合的に推進します。

（２）地域における連携・協力体制の活用

障害をもつ人の地域生活への支援や就労支援を確実に推し進めるために、サービス提供事業者、関係機関、地域及び障害者団体等との連携を強め、協力体制の構築に中核的な役割を果たす地域自立支援協議会を活用し、地域における障害福祉に関するより良いシステムづくりに努めます。

（３）目標達成状況の評価と公表

定期的に障害福祉サービス等の各事業の進捗状況や目標達成状況について点検評価を行い、その結果を公表します。

区民や関係者の理解と協力を得ながら、各事業の着実な進行管理に努めます。

（４）国、都、他自治体との連携

事業実施においては、関係機関との連携を深め、国、都、区の適切な役割分担をしながら施策を推進します。

また、国、都の役割に関して、必要な要望を行うとともに情報交換を通じて他自治体との連携を深めます。

